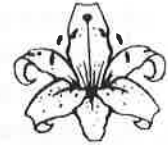


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 4 月 15 日 (金曜日)

定期 第 300 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		ページ
○告示		害特別警戒区域の指定 (2件) (県土整備・砂防課)	220
土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定の解除 (環境農政・大気水質課)	219	○公告	
コイの持ち出しの禁止に係る水域 (環境農政・水産課)	219	指定管理者の公募 (スポーツ・スポーツ課)	221
土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (県土整備・都市整備課)	220	都市計画の図書の写しの縦覧 (3件) (県土整備・都市計画課)	222
道路の供用開始 (県土整備・道路管理課)	220	指定管理者の公募 (県土整備・河港課)	222
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2件) (県土整備・砂防課)	220	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項の規定による特定開発行為に関する対策工事等の完了 (県土整備・砂防課)	222
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災		開発行為に関する工事の完了 (厚木十木事務所)	222
		コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	223
		○入札公告	
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)	223

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第188号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時届出区域について同条第1項の指定を解除する。

令和 4 年 4 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 指定を解除する形質変更時届出区域
愛甲郡愛川町中津字桜台4,025番1、4,025番3、4,026番2、4,026番6及び4,031番2の各一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第189号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (令和 4 年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号) に基づき、水域を次のとおり定め、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

令和 4 年 4 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 多摩川の本流及び支流の区域
- 鶴見川の本流及び支流の区域
- 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点 A B 及び C D の直線から上流の相模川の支流の区域を除く。
点の位置
基点 A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端
基点 B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端
基点 C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端
基点 D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端
- 帷子川の本流及び支流の区域
- 大岡川の本流及び支流の区域
- 下山川の本流及び支流の区域
- 滑川の本流及び支流の区域
- 境川の本流及び支流の区域
- 引地川の本流及び支流の区域
- 金目川の本流及び支流の区域
- 葛川の本流及び支流の区域
- 入江川の区域
- 滝の川の区域
- 横浜市保土ヶ谷区狩場町213の横浜市児童遊園地の池の区域
- 横浜市港北区菊名一丁目8の1の菊名池公園の菊名池の区域
- 横浜市青葉区もえぎ野7番地1のもえぎ野公園の池の区域
- 横浜市都筑区中川四丁目19の山崎公園の池の区域

この公報は再生紙を使用しています

購読料 (消費税・地方消費税・送料込み) 一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
 本号一部三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)
 発行 横 濱 市 中 区 日 本 大 通 一
 神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
 電 話 横 濱 (〇四 五) 二 一 〇 一 一 一 一
 印 刷 野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社
 電 話 横 濱 (〇四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

- 18 横浜市都筑区南山田一丁目5の徳生公園の池の区域
- 19 17及び18の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目27のくさぶえのみちの水路の区域
- 20 大和市上草柳字篠山1,079番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホテルの小川の区域
- 21 綾瀬市落合南九丁目339の綾南公園の池の区域
- 22 中郡人磯町国府本郷551番地1の人磯城山公園の不動池の区域

4 変更認可の年月日
令和4年4月15日

神奈川県告示第190号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年4月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 組合の名称
綾瀬市早川中央土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
綾瀬市早川2,297番地1
- 3 設立認可の年月日
令和3年9月3日

神奈川県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、令和4年4月15日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名
県道藤沢鎌倉
- 2 供用開始の区間
鎌倉市常盤字九反田408番2から
同 411番2まで
- 3 供用開始の日
令和4年4月15日

神奈川県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年4月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
岡崎5	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	岡崎5	平塚市岡崎のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県平塚土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和4年4月15日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
堀内14	三浦郡葉山町堀内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	堀内14	三浦郡葉山町堀内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横須賀土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第194号

の完了を次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 15 日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市社家 6-111 の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	595.87 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	海老名市社家 6-23 の 12
開発許可を受けた者の氏名	小俣 邦好
開発許可年月日及び許可番号	令和 4 年 2 月 7 日 神奈川県指令厚土東第 610075 号

2

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市大谷北 4-4, 397 の 1 ほか 4 筆
開発区域の面積	1,515.83 平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市港北区高田東 1-17 の 14
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ホームセンター 代表取締役 根岸 浩
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 3 年 10 月 28 日 神奈川県指令厚土東第 610050 号 (令和 3 年 11 月 15 日 神奈川県指令厚土東第 610056 号)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和 4 年 4 月 15 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。)においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

(ア) 汚染水域由来でないこと。

- (イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
 - (ウ) コイヘルペスウイルス病に関し、PCR 検査又は LAMP 法で陰性が確認されたコイ群に属すること。
- イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和 4 年 5 月 6 日から令和 5 年 5 月 5 日まで

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 4 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

令和 4 年度県立高校等 108 校における生徒用無線 LAN 等の借入れ 一式

(2) 借入期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

(3) 借入場所

神奈川県立鶴見高等学校ほか 107 か所 入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatse-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューの WTO 申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号 231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してく